

令和6年6月20日

古賀市議会  
議長 渡孝二様

市民建産常任委員会  
委員長 中野 敦史

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について6月10日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

#### 第45号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 第34条の7及び附則第4条の2の改正は、法改正に伴い、公益信託への寄附金を個人市民税の控除対象とするためのものである。
2. 附則第5条の2の改正は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による損害を、被災者の負担を軽減するために選択により令和5年分の雑損控除として申告できる特例措置を定められたので、個人市民税も同様の扱いにするものである。

##### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第46号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、新原高木地区地区整備計画区域内において、建築物の用途に関する事項で当該地区計画の内容として定めたものを建築基準法の制限として定めるほか、所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 第12条第6項の改正は、建築基準法施行令の一部改正による条項のずれを整理するもの。

のである。

2. 別表第1(第3条関係)の改正については、現行の地区整備計画区域に、新たに新原高木地区地区整備計画区域の項を追加するもの。
3. 別表第2(第4条―第9条関係)の改正については、現行の計画地区の区分に、新たに新原高木地区の項を追加するもの。
4. この改正により、令和6年3月19日に告示された新原高木地区地区計画の内容が建築基準法第68条の2第1項に基づく制限となり、建築確認審査の対象となるもの。

#### **【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### **第47号議案 古賀市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について**

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

#### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. この条例改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う条項のずれを整理するものであり、現行の第1条中の「第7条第1項」を「第8条第1項」に、第2条第1号中の「第6条第1項」を「第7条第1項」に改めるものである。

#### **【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。